市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

１．開　催　日　令和８年 10 月 23 日
２．場　　所　全員協議会室
３．出　席　者　百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
　　上田宗久、中岡久徳
４．欠　席　者　なし
５．委員外議員　内原 篤、寺村京子、山口康子
６．理　事　者　なし
７．事　務　局　城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
　　久保議事課主幹
８．案　　件　１　委員会調査報告書について
　　２　その他
９．会議の次第

（午後１時 30 分　開会）

委員長（百上真奈君）

ただ今より、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただ今までの出席委員数は８名、会議は成立しました。

会議録署名委員に陶山委員お願いいたします。

本日の事項は、1「委員会調査報告書について」、２「その他」です。

それでは早速、第１項「委員会調査報告書について」を議題とします。

本件につきましては、延べ 13 人の方に証人尋問を行い、調査及び打ち合せ、協議を重ねてまいりました。委員の皆様には大変活発なご意見などを出し合っていただき、真摯に協議をしていただきましたこと、感謝申し上げます。

また、今回この報告書を作成するに当たりましては、弁護士にも確認させていただきながら、前回の打ち合せなどで出た、訂正、修正、ご意見なども含めて、最終案として今日の委員会に提出させていただいております。

その結果について、既に委員の皆さんには配付させていただいておりますので、今日はこの委員会調査報告書案をご協議いただきたいというふうに思います。

皆様のほうからご意見等ございませんか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

本件報告書案について、私は今まで委員としてこれまでの委員会打ち合せでの検討の中でも、意見として申し上げてきましたけれども、本案については賛成できません。

特に次の６点について、本報告書自体の評価に対する大きな問題点となる可能性があると考えて指摘をさせていただきます。

まず第１に、市長が 2024（令和６）年 12 月 26 日の朝、当時の資産経営課を訪れた際に申立人に対して「異動希望を書いてください」と発言したとされる部分の事実認定についてです。

この件に関しては、申立人が上司である当時の財務部長から指示されて当日作成した報告書の中には記述されていません。それを添付した申立書にも付いていない部分ということになります。来課して面と向かって言われたということが、記述されていないということになります。報告書を受け取った当時の財務部長は、当日この発言を聞いたと証言をされていますけれども、報告書にこのことが記載されていないことや、記載するように指示することを、当時の財務部長は当日申立人に指摘をしていません。

しかしながら、この来課時の発言を、申立人は８月 25 日の尋問では触れなかったものの、９月２日の尋問からは、そのような発言があったとして、証言に変遷が生まれています。

当報告書では、この矛盾について、本人ではなく当時の財務部長の証言を証拠として、市長の異動を示唆する発言があったと認定をしています。

この印象深い出来事について、本人の証言に変遷があるというところで、委員会としては、当時の財務部長の証言によって、本人の直接の経験を認定するに至っているというところです。

第２に、市長は、契約相手方である民間法人Ｂとの契約解除について、民間法人Ｂが特定の社員Ｃを雇用していることで信用できないから解除を指示したとされている部分です。

市長は、この契約解除の指示を直前の 11 月の市長選挙で、旧上野ふれあいプラザ跡地の活用を自らの公約としてスピードをあげて取り組むべきこと、そして、法人Ｂの契約不履行を理由としており、申立人の主張と矛盾をしています。

本件発生直後の庁内レクチャーの音声データが、申立人から委員会に提出されていますけれども、その中で、市長は「彼のことは別に何とも

思っていない」というふうに話しています。

申立人は、電話でそのように指示されたと証言していますけれども、直接の証拠がなく、周囲の職員が本人の電話への反応を聞いた内容、そして、そのやり取りに先立つ同年 12 月 12 日に市長からその趣旨の指示があったという、これも申立人と当時の財務部長の証言から事実として認定するに至っています。

この２点については、その当時契約解除に関する進め方について、就任１か月の市長と、今まで手続を進めてきた財務部の間で意見の対立があったということは、双方の証言で明らかとなっていますが、この２点に関しては、財務部側の２名の証言が整合するからという理由で事実認定がされているということになります。

また、第３のポイントなのですけれども、厚生労働省の指針に沿ったパワーハラスメントの要件として必須となっています、労働者の就業環境が害されている事実に関する認定についてです。

本件就業環境が害されている事実の認定については、申立人の心情に配慮する内容が主となっていますけれども、就業環境として具体的にどのような支障が発生していたのか、大声で申立人を叱責し侮辱的な発言をしたというのは、具体的にどの発言を指すのかという、その具体的、客観的な証拠が不足していると思います。

また、申立人が提出した 12 月 26 日以降の庁内レクチャーのやり取り、これも音声で確認ができるわけですけれども、双方とも非常に平穏な話し方で会話が行われていて、本件を起点として就業環境が著しく害されているという事実を音声からは確認することができませんでした。

さらに４点目、15 ページにあります「告発」という部分についてです。ここはちょっと大きな問題となっているのですけれども、市長が虚偽の陳述を行ったと決めつける記述になっているのですが、この記述となるのは、申立人の証言を真実と判定しました。要するに、その真実を虚偽だと発言した市長の発言の方が虚偽になりますという論理だと思います。

市長が意図的に虚偽の発言をしたというだけの証拠であったり、実際にそういう発言をしたとしても、思い違いや記憶違いではなく、嘘をついたという証拠がないのに、その虚偽の陳述を行ったと決めつけていいのかというところが私は疑問です。

５点目です。報告書案の 16 ページの「最後に」の（3）の部分です。市長自身のソーシャルメディアや記者会見の場において、強い発信力を利用し、本件に対する一方的な見解を展開し、公然と申立職員を批判した

として、市長の発信に関する謝罪等を委員会として要求する内容となっています。

この根拠として、文中では、憲法で保障された表現の自由は無限定ではなく、市長の行為は、議会の調査権を軽視したものであると同時に、自己の保身のために事実を捻じ曲げ、申立職員の名誉と尊厳を傷つける行為と断罪をしています。この部分、議会の調査権を軽視した、自己の保身のために事実を捻じ曲げたというこの記述の法的な根拠だとか客観的な事実、どの発言が侮辱なのか、自己の保身というのはどういう事実から導かれた結論なのか、そこが不明です。

客観的な証拠と事実の積み上げを求められる、当調査特別委員会の最終報告書において、感情的ともとられかねないこのような記述について私は議会としてふさわしくないというふうに考えます。

最後６点目は「その他」の項に記載された「アンケートの実施について」について意見を述べます。

当アンケートは 17 ページ８行目を見ていただきたいのですけれども、そこに記載されているとおり、システム上一人が複数回回答することができる、同一人物が何度回答したかというのは把握できないものとなっています。

回答件数が 680 件あったということは事実でも、その一人が複数回回答できるわけなので、例えば市長によるハラスメントが 21 件、パワーハラスメントが 19 件というふうにカウントされたとしても、実際にその件数が発生していたかどうかというのは、このアンケートからでは数字上保障できない仕組となっています。

この点について、私は委員会の打ち合せにおいても、この項目については不記載とすべきという意見を述べました。数字だけが報道されて事実として一人歩きし始めるということがあってはならないというふうに考えたからです。この数字そのものの信憑性にも委員会として慎重であるべきだと思います。

以上、この調査報告書の議決にあたり、反対する立場からの意見ということでお伝えしました。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

委員の皆さん、特に今の森中委員のご指摘について、何かご意見やご質問はありませんか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

なしですか。分かりました。

委員の皆さんの方からは特にないということですので、併せて修正する部分はもちろんないということでありますので、それではこれをもって採決をとるということでよろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

委員長（百上真奈君）

では、採決をとりたいと思います。

本報告書をもって議長に報告することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

委員長（百上真奈君）

賛成多数であります。

よって、本報告書は可決されました。

本報告書をもって議長に報告することになるわけですけれども、議長に対しては「告発の申し出」を行うということにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に第２項「その他」を議題といたします。

皆さんから何かございませんか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

では、私から協議していただきたいことを申し上げたいと思います。

ただいま可決されました報告書の末尾にアンケート結果を掲載しておりますが、先の打ち合せ会におきまして、正副委員長のヒアリング結果を皆さんにご確認いただきました。

アンケートをとらせていただきましたし、ヒアリングをさせていただいた、その結果について、どのように扱うのかを検討する必要があると思っています。その検討を百条委員会も含めてどこでするのか、そういったことも含めて、まずどうするかということを協議いただきたいと思うのですけれどどうですか。

中岡委員。

委員（中岡久徳君）

百条委員会の中で、正副委員長がこのアンケートの結果も職員から聴き取っていただいたと聞かせてもらっております。

ですので、聴いただけで終わるということではなしに、最後まで、この結果をどうするのかいうことを、委員会の中でやっていただいたらと思います。これを理由として継続して調査を続けてやっていただきたいと思います。やはり職員に対しても聴き取りだけで終わってしまうとい

うことは、やはり良くないように思います。折角、委員長と副委員長が聴き取りして、結果が出ていますので、このまま引き続き調査していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

今、中岡委員から百条委員会でということでありましたが、私としましても、百条委員会をとにかく継続をして、まずそのアンケートヒアリング結果についてどのように取り扱うのか、また、それをどこでどう検討するのか、それも含めて協議していただきたいと思っております。

よって、中岡委員からも百条委員会を継続するということになるのではないかということでお話しいただきました。

それでよろしいでしょうか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

その検討をこの今の百条委員会で検討していく案だということでよろしいのですね。

委員長（百上真奈君）

はい、そうです。

この百条委員会、ちょっと分かりづらいのですけども、先に会期末のことを言わせていただきますと、10 月 30 日が会期末でありますので、百条委員会でアンケートの取扱いをどうするのか、それはどこの場で検討していくのがいいのかということをまず協議していただかなければならないし、その協議をするなら、今中岡委員がおっしゃった、継続して百条委員会でやったらどうかということだと思っています。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

はい、分かりました。

委員長（百上真奈君）

他にご意見ございませんか。

上田委員。

委員（上田宗久君）

パワハラの条例も、最終、本会議で提案され、成立したら来年４月から施行されるというわけだけど、４月までの間の部分が空白になりますよね。その部分は百条委員会でやっていただいたらいいと思うのです。

それ以降については、やっぱり、総務常任委員会でも、今、パワハラ条例を諮るわけですから、そういうことで、全部が全部、百条委員会で

やらなくてもいいのではないかと思うのですけども。

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

上田委員の今のご意見も含めて、今一度百条委員会を開かせていただいて、検討するということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ただいまアンケートヒアリング結果を本委員会で検討することを決定していただきました。

先程少し言いましたが、皆さんご承知のように会期末を迎えますので、この際本会議において、閉会中及び継続審査の申し出を行いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱いますのでよろしくお願いいたします。

他に委員の皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

それでは、これをもって本日の委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後１時 45 分　閉会）